別表第二の三第二号の二(31)中(xiii)を(xv)とし、(x)から(xii)までを(xii)から(xiv)までとし、(ix)を削り、(viii)の次に次のように加える。

(ix)　鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの及び緩くよつた二重線で柵に使用する種類のもの

(x)　ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル

(xi)　スキッドチェーン及びスタッド付きチェーンその他の鎖並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(31)に次のように加える。

(xvi)　鍛造又は型打ちをした粉砕機用のグラインディングボールその他の鉄鋼製品

別表第二の三第二号の二(32)を次のように改める。

(32)　銅及びその製品

別表第二の三第二号の二(34)を次のように改める。

(34)　アルミニウム及びその製品

別表第二の三第二号の二(38)中「タングステンの粉並びに」を「タングステン、」に改め、「マンガン」の下に「、クロム」を、「製品」の下に「並びにマグネシウムの製品」を加える。

別表第二の三第二号の二(39)(i)中「卑金属製のブレード」を「ブレード、チェーンソーのブレード及びストレートソーのブレード」に改め、同号(39)(vi)を次のように改める。

(vi)　帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、自動車に使用する種類の取付具その他これに類する物品、キャスター及びドアクローザー

別表第二の三第二号の二(40)(viii)中「部分品」の下に「並びにその他のガスタービン」を加え、同号(40)(x)中「及び換気用」を「、換気用」に改め、「フード」の下に「及び密閉形の生物学的安全キャビネット」を加え、「、気体圧縮機又は密閉形の生物学的安全キャビネット」を「又は気体圧縮機」に改め、同号(40)(xviii)中「皿洗機」の下に「及び清浄用又は乾燥用の機械」を加え、同号(40)(xix)中「及び家庭用はかり」を「、家庭用はかりその他の重量測定機器」に改め、同号(40)(xxvii)中「及び」の下に「その部分品並びに」を加える。

別表第二の三第二号の二(46)中(xix)を(xxi)とし、(xvi)から(xviii)までを(xviii)から(xx)までとし、(xv)を(xvi)とし、その次に次のように加える。

(xvii)　液体用計器及び電気用計器並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(46)中(xiv)を(xv)とし、(xi)から(xiii)までを(xii)から(xiv)までとし、(x)の次に次のように加える。

(xi)　写図台及び写図機械並びにものさしその他の機器並びにこれらの部分品及び附属品

附　則

この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正

内閣総理大臣　高市　早苗

省令

○総務省令第百十六号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の二の規定に基づき、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月九日

総務大臣　藤井比早之

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第二条、第四条―第七条関係）		**別表第一**（第二条、第四条―第七条関係）	
分類	品名	分類	品名
一般救助用器具	かぎ付きはしご	一般救助用器具	かぎ付きはしご
	三連はしご		三連はしご
	金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご		金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご
	空気式救助マット		空気式救助マット